

業務部速報



No. 104

発行 21. 12. 24

JR東労組 業務部

申16号

「乗務員の業務等の見直しについて」に関する申し入れ 第2回団体交渉(7項~9項)を行う! 12月20日開催

7.起床点呼後における業務指示のない5分間の付加時間について、人間が労働している現実が変わらないため、これまで通り起床後に5分間の付加時間を付けること。

組合 これまで付加時間として計上していた根拠が分からないのに削減するのは、合理的な理由がないため、これまで通りとするべきだ。	会社 全体的な業務の見直しの中で、付加時間を削除することで睡眠時間の確保につながり、働きやすさの向上を図るために見直しを行うものである。
人間労働として起床してすぐの労働とはならない。脳を覚醒する時間も必要である。人の命にも直結する業務である特殊性を含めて、5分が必要である。	業務指示がない5分については、労働時間として指定しない。睡眠時間、必要な折り返し時間、付加時間等、起床から乗務に必要な時間を確保したい。
実態が変わらない中で、労働時間として扱わないのは、乗務員の負担が大きい。働きやすさの向上を目指すのであれば、これまでどおり5分の付加時間を要求する。	付加時間の5分を無くすことで、働きやすさの向上が図られると考える。

起床後の付加時間5分をこれまで通り求めるも一致せず!

働きやすさの向上を図る見直しならば、実態に即して、泊り勤務の合間の更衣時間についても労働時間として取り扱うべきだ。	勤務途中の更衣時間については、現時点で労働時間とすることは考えていない。折り返し時間など必要な時間は確保していきたい。
---	---

働きがい向上を図るため、実態を踏まえ、新たな提起も行いました!

8.運転士による始発列車のドア扱い等の取扱いについては、出区車両及び回送列車で到着し、お客さまが乗車するケースに限定した取扱いとして実施すること。また、運転士に対して必要な教育・訓練を実施するとともに、必要な設備整備を行うこと。なお、案内設定等に必要な作業時間を確保すること。

確認事項

- ・運転士がドア扱いを行うケースは出区車両、回送列車でお客さまが乗車するケースのドア開けのみ。
- ・出区列車に車掌が便乗しているケースなど職場の判断で車掌がドア開けを行う場合はある。
- ・新幹線・イベント列車ではドア扱いは行わない。
- ・行先地設定、案内設定を行う。
- ・ホーム据え付け後に案内設定を行う時間がない場合は、車掌が行うことも検討していく。
- ・運転士がドアを開けるために必要な設備を各線区や支社等で検討し整備していく。

9.徒歩時間等の見直しにあたっては、作業実態に踏まえるとともに、お客さま対応等を考慮してゆとりある労働時間を確保すること。

組合 今提案の目的である働きやすさ向上、働きがい向上の視点で、ゆとりある徒歩時間に見直すことと、作業実態に踏まえた見直しを行うこと。	会社 徒歩時間の見直しは、余裕時間をとっているため、作業実態、お客さま対応も含んで出来る時間としている。
3分前出場という行為を今後は行わない。列車到着前に出場することでよいか。	そうだ。余裕のある時間を設定しているが、出場する時間は個々にお任せする。
各駅における徒歩時分の算出については、これまで通り職場や詰所から、一番遠い所で算出しているのか。	一部、支社の考え等で行っている箇所もある。基本的には、その線区によって使用する一番遠い所を基本としている。
早目出場の見直し、発車看視の廃止、在姿状態確認を廃止しても安全・安定輸送確保のために必要な時間は確認することでよいか。	安全・安定輸送確保のために必要な時間は確保する。

労働時間の削減を目的とした見直しではなく賃金の減額等の不利益がないことを確認!

鉄道事業や乗務労働の特殊性、この間の労使議論の経緯がある中で、安全・安定輸送や、サービスの提供に資する労働が、労働時間として確保されず、個人の努力や裁量となることは認めることは出来ません。これまで労働時間としてきた経過がある中、労働時間を総体的に見直され本当に働きやすさが向上するのか検証する必要があります。

ゆとりある労働時間が確保され、安全・安定輸送の確保と働きやすさの向上につながるのか検証しよう!